

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年 10 月 14 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200107号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200053号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年4月1日から同年3月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和62年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和62年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。当該期間は人事異動によりA社C支店から同社本部に配属された時期であり、継続して同社に勤務していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主の陳述、複数の同僚の回答、請求者に係る雇用保険の加入記録及びD健康保険組合から提出された台帳記録(写し)により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和62年3月16日にA社C支店からA社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における昭和62年4月のオンライン記録から、16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和62年3月16日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。